いわて高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり制度要綱

平成 29 年 12 月 21 日　建住第 855 号
最終改正　令和６年２月６日　建住第 868 号

（目的）

第１条　この要綱は、岩手県住宅マスタープラン（岩手県住生活基本計画）（平成 19 年３月策定、令和４年３月改訂。）及び同計画に位置付けた岩手県高齢者居住安定確保計画に基づき、良質な住宅ストックの形成並びに高齢者及び障がい者の居住の安定確保を推進するため、住宅等の住空間の整備に関する新築やリフォームを行おうとする者（以下「依頼者」という。）に対する技術的な助言又は情報提供等を行う者を養成するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　物理的なバリアフリー　高齢者及び障がい者が住まう上で支障となる段差等の物理的な障壁が取り除かれた状態をいう。

（２）　温熱環境上のバリアフリー　住空間内部の温度変化による身体への負担（温熱環境上の障壁）が取り除かれた状態をいう。

（３）　岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員　岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員制度要綱（平成 17 年 12 月６日付建住第 891 号。以下「旧要綱」という。）第４条第３項の規定に基づき知事に登録された者をいう。

（４）　高齢者等配慮対策等級　評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号。以下「評価方法基準」という。）９－１及び９－２に規定される等級をいう。

（５）　断熱等性能等級　評価方法基準５－１に規定される等級をいう。

（６）　一次エネルギー消費量等級　評価方法基準５－２に規定される等級をいう。

（７）　省エネ基準　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条に規定する基準及びそれと同等と知事が認める基準をいう。

（講習の指定）

第３条　知事は、次の各号に適合するもので、高齢者及び障がい者が安心して住まうために必要な技術的な助言又は情報提供等を行う者を養成する講習として適当と認められるものを指定する。

（１）　高齢者及び障がい者の住まいづくりについて技術的な講習を行うものであること。

（２）　前号の技術的な講習とは、物理的なバリアフリーに加え、温熱環境上のバリアフリーに係る内容を含むものであること。

（３）　高齢者及び障がい者の住まいづくりを支援する公的支援制度について講習を行うものであること。

（４）　依頼者とのトラブル防止策について講習を行うものであること。

２　前項の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、講習指定申請書（様式第１号）

により知事に申請しなければならない。

3　知事は、第１項の指定をした場合は、講習指定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（講習実施者の責務）

第４条　前条第１項の指定を受けた講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、前条第１項の指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）の受講者を募集する場合は、指定講習である旨を明記するものとする。

2　講習実施者は、受講しようとする者に対し次の確認を行うものとする。

（1）　建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条の３第１項の規定により知事が登録した建築士事務所のうち、講習を受講しようとする日（以下「講習受講日」という。）から起算して過去５年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けていない建築士事務所（以下「特定建築士事務所」という。）に属する、法第２条第１項の規定による建築士（以下「建築士」という。）であること。

（2）　講習受講日時点で５年以上の建築に関する実務の経験(法第４条第２項第１号に規定される建築実務。以下単に「建築実務」という。）を有すること。

（3）　現に主たる業務として建築実務に従事していること。

（4）　講習受講日から過去５年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。

（5）　禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

（6）　前各号のすべてに該当する場合に、県のホームページにより、講習受講者として、氏名、生年、属する特定建築士事務所の名称、所在地及び電話番号が公表されることに同意できること。

3　講習実施者は、講習を修了した者のうち、前項の各号に該当する者を、受講者名簿（様式第３号）に記載し、知事に提出するものとする。

（講習受講者の公表）

第５条　知事は、前条第３項の受講者名簿の提出があった場合は、速やかに県のホームページで公表するものとする。

2　前項の公表の期間は、講習を実施した日から５年間とする。

（住まいのバリアフリーマスターの登録）

第６条　知事は、前条第１項により公表している受講者名簿に記載されている者のうち、高齢者及び障がい者の住まいづくりにおいて特に優れた知識及び技術を有すると認められる者を、住まいのバリアフリーマスターとして登録することができる。

2　前項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録申請書（様式第４号）に写真２枚（申請の日から過去６月以内に撮影したもので、無帽、正面、上半身及び無背景のもの。大きさは縦４センチメートル、横３センチメートルとし、写真の裏面に氏名及び撮影年月を記入したもの。）を添付し、知事に申請しなければならない。

3　知事は、第１項の登録をした場合は、登録申請者に登録証（様式第５号）を交付するととも

に、登録簿（様式第６号）の内容のうち、登録番号、登録年月日、氏名、生年及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、並びに、属する特定建築士事務所の名称、所在地、電話番号及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を県のホームページで公表するものとする。

４　前項の登録証の有効期限は登録から５年間とする。

（住まいのバリアフリーマスターの登録要件）

第７条　前条第１項に規定する高齢者及び障がい者の住まいづくりにおいて特に優れた知識及び技術を有すると認められる者は、次の各号に該当する者とする。

（1）　申請の前５年間において、次の表の実績の種類の欄に掲げる区分に応じて、同表の配点を乗じて得た数値の合計が、15 以上となる者。

	実　績　の　種　類	配　点
(1)	高齢者又は障がい者の住まいづくり（バリアフリー、温熱環境等）に関する講習の講師の実績で知事が認めるもの（１回につき）	3
(2)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級３以上を満たし、かつ、断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４以上を満たす住宅の新築に係る設計の実績（１件につき。住宅型式性能認定を受けたものの設計を除く。その性能が証明されたものに限る。）	2
(3)	住居専用部分について高齢者等配慮対策等級３以上を満たし、かつ、断熱等性能等級４又は一次エネルギー消費量等級４以上を満たす住宅リフォームに係る設計の実績（１件につき。その性能が証明されたものに限る。）	2
(4)	法令に基づき整備された高齢者又は障がい者が居住するための施設で、省エネ基準を満たすものに係る設計の実績（１件につき。その性能が明確であるものに限る。）	2
(5)	高齢者又は障がい者の住まいづくりに関する講習（バリアフリー、温熱環境等）の受講の実績で知事が認めるもの（１回につき）	1
(6)	介護保険の対象となる住宅リフォームの設計の実績（１件につき）	1
(7)	岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員としての高齢者・障がい者の住まいづくりに関する相談対応実績（１件につき）	1
(8)	その他、知事が住まいのバリアフリーマスターを登録する要件として適当と認める実績（１件につき）	知事が適当と認める配点

（2）　特定建築士事務所に属する建築士（以下「特定建築士事務所所属建築士」という。）であること。

（3）　現に主たる業務として建築実務に従事していること。

（4）　前条第２項の申請の日から過去５年以内に法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたことがないこと。

（5）　禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

（6）　県のホームページにより、住まいのバリアフリーマスターとして、氏名、生年及び一級建

築士、二級建築士又は木造建築士の別、並びに、属する特定建築士事務所の名称、所在地、電話番号及び一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別が公表されることに同意できること。

（登録事項の変更）

第８条　住まいのバリアフリーマスターは、第６条第２項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書（様式第７号）により知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の届出があったときは、第６条第３項の登録簿を更新するものとする。

（登録の取消し）

第９条　知事は、住まいのバリアフリーマスターが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

（１）　特定建築士事務所に勤務する建築士でなくなったとき。

（２）　法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による処分を受けたとき。

（３）　禁錮以上の刑に処せられたとき。

（４）　成年被後見人又は被保佐人に該当するに至ったとき。

（５）　虚偽又は不正の事実に基づいて住まいのバリアフリーマスターの登録を受けた者であることが判明したとき。

（６）　その他知事が登録の取消しが適当と認めたとき。

２　知事は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、登録取消通知書（様式第８号）により本人に通知し、登録証を返納させるものとする。

（登録の取り止め）

第 10 条　住まいのバリアフリーマスターは、登録を取り止めようとするとき又は前条第１項第１号から第５号までの一に該当したときは、登録取り止め届出書（様式第９号）に登録証を添付し、知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の届出があったときは、登録を取り消すものとする。この場合において、知事は、前条第２項の登録取消通知書により本人に通知するものとする。

（登録証の有効期間の更新）

第 11 条　第６条第４項の有効期間は、申請により更新するものとする。

２　更新の手続き等は、第６条及び第７条の規定を準用する。

（登録の失効）

第 12 条　登録は、登録証の有効期間内にその更新を行わなかったときは、その効力を失う。

（登録者が所属している旨の表示）

第 13 条　住まいのバリアフリーマスターが属する特定建築士事務所は、住まいのバリアフリーマスターが属する建築士事務所である旨の表示をすることができる。

２　住まいのバリアフリーマスターが特定建築士事務所所属建築士でなくなった場合は、速やか

に前項の表示を取り止めなければならない。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

第１条　この要綱は、平成29年12月21日から施行する。

第２条　旧要綱は、本要綱の施行をもって廃止する。

２　旧要綱第５条第１項に規定する相談員登録証は、同条第２項の有効期間が経過するまで有効とする。

３　旧要綱第４条第３項の規定に基づき登録された岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員は、その登録が有効である間は、本要綱第６条第１項に規定する受講者名簿に記載されている者とみなす。ただし、登録有効期間が平成29年12月31日までの者にあっては、その登録有効期間を超過した場合にあっても、本要綱に基づく指定講習が実施されるまでの間は、本要綱第６条第１項に規定する受講者名簿に記載されている者とみなす。

４　旧要綱第16条第１項に規定する相談員名簿は、同条第４項の同意が得られている場合に限り、相談員の登録有効期間が経過するまでホームページで公開するものとする。ただし、登録有効期間が平成29年12月31日までの者にあっては、本要綱に基づく指定講習が実施されるまでの間ホームページで公開するものとする。

附　則

この要綱は、令和６年２月６日から施行する。